



民法改正後の松戸市成人式について

民法の改正に伴い、2022年の4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。本市では、成人年齢が18歳に引き下げられる2022年以降につきましても、現行通り20歳を対象として成人式を開催致します。なお、式典の名称は、「成人式」から「(仮称)20歳のつどい」などに変更していくことを検討していきます。

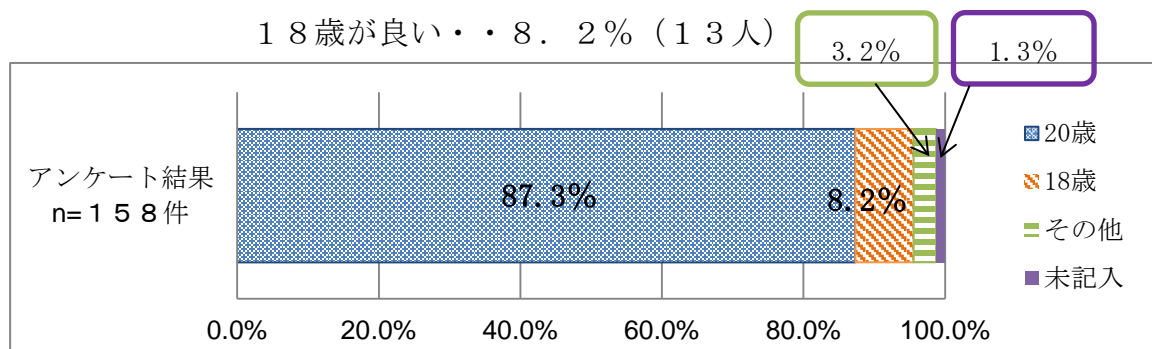
1 理 由

- (1) 18歳を対象とした場合、大学受験や就職の時期と重なりそのタイミングで開催することは、本人にも家族にも大きな負担がかかり、落ち着いて式典に参加することができない等、教育的配慮が必要である。また、参加者が大きく減ってしまう可能性が高い。
- (2) 2019年成人式に出席した新成人を対象にアンケート調査を行った結果、87.3%の人が20歳対象とするのが良いと回答。また、2018年12月に(公財)日本財団が全国の17歳から19歳の男女を対象とした調査でも、74%がこれまでと同様の20歳での実施を希望している。
- (3) 青年教育の一環として、本市が大切にしてきた新成人とともに企画・運営する新成人スタッフ制をとることは難しくなる。

2 新成人によるアンケートの概要

- (1) 実施時期 平成31年1月14日
- (2) 実施対象 成人式出席者
- (3) 回 答 数 158件
- (4) 結 果 20歳が良い・・・87.3% (138人)

18歳が良い・・・8.2% (13人)





- 3 20歳で開催を表明している自治体（平成31年3月末現在）
- ・埼玉県蕨市
 - ・京都市
 - ・神奈川県逗子市 他数市

【問い合わせ先】

生涯学習部社会教育課 ☎047-366-7462